

林業・木材製造業労働災害防止計画 (5 力年計画)

令和 5 年 6 月 6 日

林業・木材製造業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止計画（5カ年計画）

はじめに

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「協会」という。）は、これまで国の「労働災害防止計画」を基本とした「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」を定め、労働災害防止対策に取り組んできた。その結果、林業及び木材製造業（以下「林材業」という。）における労働災害は減少してきた。

しかしながら、林材業における労働災害発生率は、他産業に比べて高い状況が続き、安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因する労働災害が多く発生し、同種災害の発生を繰り返すなどの傾向も顕著である。林業においては、いまだに伐木作業中に発生した死亡災害が全体の6割程度を占めており、伐木作業の対策を推進する必要がある。

一方で、林材業を取り巻く状況を見ると、国では、森林・林業基本計画（2022年）において、森林を林業の特性を踏まえた新技術も活用して適正に管理し、林材業の持続性を高め成長発展させながら、2030年における木材の総需要量を87百万 m^3 と見通したうえで、国産材の供給量の目標として、42百万 m^3 を目指しており、木材自給率は上昇基調が続いている。加えて、令和元年度から開始された森林環境譲与税の配分により市町村における間伐等の森林整備等の本格的な活動が開始されるとともに、戦後造林された主伐期を迎える人工林伐採の本格化と主伐後の再造林が進められている。

このような中、新規雇用労働者の増加、他産業からの未熟練労働者の参入が見込まれ、更に、高齢者の就業促進対策の取組によって高年齢労働者の増加が予想され、これらを要因とした労働災害発生リスクの増大も懸念される場所である。

以上のような状況を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保の実現に向け、国が策定した「第14次労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）を基本とし、2023年度を初年度として、5年間に協会が取り組むべき方向と対策を示した「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」（以下「災防計画」という。）を策定することとする。

1 計画のねらい

林材業に働く人々の安全と健康はかけがえのないものであり、何にもまして尊重すべきものであることを胸に刻み、それぞれの事業場において一人の被災者も出さないという基本理念の下、事業者、労働者をはじめ関係者が一体となり、積極的に安全衛生水準の向上に努めていくこととする。

また、これらの取組について、協会組織が一丸となって、関係行政機関、関係団体等と密接な連携を図りつつ推進していくこととする。

(1) 計画の期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画の期間とする。

(2) 計画の目標

究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現のために、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を図り、林材業の安全衛生水準の向上を期すため、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点対策の取組の成果として、労働者の協力の下、会員において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、協会はその達成を目指し、本計画の進捗状況を把握するための指標として取り扱う。

(ア) 林業

- ① チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（令和2年1月31日付け基発0131第1号改正。以下「伐木等作業ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（解説1参照）
- ② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（解説2参照）

(イ) 木材製造業

- ① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに60%以上とする。（解説3参照）
- ② 非定常作業における労働災害防止のための林業・木材製造業労働災害防止規程に基づく措置を実施する木材製造等事業場を有する会員事業場の割合を2027年までに30%以上とする。（解説4参照）

イ アウトカム指標

会員がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画の重点対策の効果検証を行うための指標として取り扱う。

(ア) 死亡災害

死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、林業及び木材製造業における死亡災害を、2022年と比較して、2027年までにそれぞれ15%以上減少させる。

このため、2027年において林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。

(イ) 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）

林業及び木材製造業における死傷災害を、2022年と比較して、2027年までにそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業の機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を、5%以上減少させる。

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく効果的な取組が着実に実施されるよう、計画の実施状況の確認及び評価を行うとともに、その結果や関係法令や林材業に関連するガイドラインの改正の状況等を踏まえ、必要に応じ計画を見直す。

(解説1) 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施するとは、①事前調査の実施と作業計画の作成、②リスクアセスメント等の実施、③作業指揮者の配置、④ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底、⑤ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法、伐木等作業等の徹底のうち、2つ以上の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

(解説2) 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施するとは、①事前調査の実施と作業計画の作成、②リスクアセスメント等の実施、③作業指揮者の配置、④主たる用途以外の使用の禁止、⑤接触の防止及び立入禁止措置の実施、⑥構造上定められた能力を超えた使用の禁止、⑦作業道の幅員の確保・制限勾配の設定・車回しの設置等の設計上の対策、⑧装備されたシートベルトの着用の徹底のうち、3つ以上の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

(解説3) 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施するとは、①機械の製造者から機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく事項を講じた機械の設置、②製造者から提供された使用上の情報による残存リスクの把握、③残存リスク等を踏まえたリスクアセスメント等の実施、④はさまれ・巻き込まれの危険のある機械の安全な作業手順の作成と作業員への周知、⑤機械の掃除、調整等の際に機械の運転を停止する措置、⑥機械の掃除、調整等のための作業手順の定め・作業員への周知のうち、3つ以上の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

(解説4) 非定常作業(林材業労働災害防止規程第475条第1号及び第4号の作業をいう。)における労働災害防止のための災防規程に基づく措置を実施するとは、①安全衛生教育の実施(第476条)、

②リスクアセスメント等の実施(477条)、③作業計画の作成(第478条)、④異常処理作業における作業手順書の作成(第479条)、⑤異常発生時の設備の停止等の異常処理作業の実施(第480条)のうち、①～④のいずれか及び⑤の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

2 労働災害発生状況と課題

(1) 死亡災害及び死傷災害の発生状況

協会は、国の第13次労働災害防止計画を基本とし、平成30年度を初年度として、令和4年度を目標年度とする5カ年計画を定め、死亡災害及び死傷災害それぞれの計画目標を目指し、協会組織一丸となって各年の事業に取り組み、「2022年において39人(林業34人、木材製造業5人)を下回ること」とした死亡災害は、令和4年は林業が28人、木材製造業が9人の計37人であり、木材製造業は目標の達成に至らなかったものの、林業の死亡災害は初めて20人台となり、林材業全体としても目標を達成できた(表1)。

また、「林業及び木材製造業における死傷災害を、2017年と比較して、2022年までにそれぞれ5%以上減少させること」とした死傷災害は、林業が、令和4年において1,176人で平成29年と比べ10.5%減少した。同様に、木材製造業も、令和4年において1,110人で平成29年と比べ6.8%減少し、目標を達成できた(表2)。

《表1》死亡者数の推移

(人・%)

業種 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増減率(注)
林業	40人	31人	33人	36人	30人	28人	-30.0%
木材製造業	6人	11人	10人	7人	7人	9人	50.0%

資料出所：厚生労働省「死亡災害報告」

《表2》死傷者数の推移

(人・%)

業種 \ 年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	増減率(注)
林業	1,314人	1,342人	1,248人	1,275人	1,234人	1,176人	-10.5%
木材製造業	1,191人	1,196人	1,161人	1,045人	1,084人	1,110人	-6.8%

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

また、林業、木材製造業の災害発生率の状況（休業4日以上、令和3年値）を見ると、林業については、度数率は全産業の7.6倍、強度率は同12.3倍、死傷年千人率は同9.1倍となっており、また、木材製造業については、度数率は全産業の2.5倍、強度率は同5.4倍、死傷年千人率は同4.6倍であり、林業、木材製造業ともに他産業に比べて依然として高い状況が続いている。とりわけ林業については、度数率、強度率、死傷年千人率ともに非常に高い状況にある（表3）。

《表3》産業別 度数率・強度率・死傷年千人率の推移

災害発生率	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
	産業					
度数率 (30~99人規模)	林業	25.75	25.38	27.94	23.97	25.49
	木材製造業	6.47	8.38	8.24	7.38	8.33
	(製造業)	2.94	2.96	3.14	2.93	3.08
	全産業	3.20	3.62	3.35	3.14	3.35
強度率 (30~99人規模)	林業	1.49	0.63	1.83	0.70	1.84
	木材製造業	0.70	0.30	0.30	0.59	0.81
	(製造業)	0.18	0.15	0.21	0.15	0.21
	全産業	0.18	0.15	0.14	0.15	0.15
死傷年千人率	林業	32.9	22.4	20.8	25.5	24.7
	木材製造業	9.9	10.9	10.6	10.5	12.5
	(製造業)	2.7	2.8	2.7	2.6	2.9
	全産業	2.2	2.3	2.2	2.3	2.7

資料出所：厚生労働省「労働災害動向調査」

注1 度数率とは、100万延労働時間当たりの死傷者数で労働災害の頻度を示したものの。

注2 強度率とは、1,000延労働時間当たりの労働損失日数で労働災害の重さの程度を示したものの。

注3 年千人率とは、1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示したものの。

(2) 林材業における労働災害発生状況と課題

ア 林材業共通

(ア) 林業、木材製造業の事業場規模別の労働災害発生状況を見ると、林業については、30人未満の事業場が79.9%を占め、なかでも10人未満の事業場は49.5%となっており、木材製造業については、30人未満の事業場が64.7%を占め、10人未満の事業場は30.5%となっている。いずれも、全産業や製造業と比べると10人未満の事業場における労働災害の発生割合が高

い（表４～５）。

10人未満の事業場では、安全衛生推進者を選任する義務がないことから、事業者が自らその業務を行う必要があるが、これらの事業場においては事業者の安全衛生管理に関する知識と経験が乏しいため、その責任に対する認識が希薄であり、安全衛生管理に必要な業務が十分に果たされていない状況があることが、発生率の割合が他産業に比べ著しく高い要因の一つと考えられる。

《表４》林業における事業場規模別死傷者数の推移

(人・%)

年 規模	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	林業に 占める 割合
300人以上 (全産業計)	0 (10,153)	0 (10,927)	0 (10,491)	0 (12,642)	0 (15,396)	0 (59,609)	0.0% (9.1%)
100～299人 (全産業計)	27 (18,650)	28 (20,241)	24 (19,865)	21 (21,063)	21 (26,068)	121 (105,887)	1.9% (16.2%)
50～99人 (全産業計)	68 (17,059)	77 (18,451)	71 (18,666)	72 (19,563)	85 (22,511)	373 (96,250)	5.8% (14.7%)
30～49人 (全産業計)	152 (17,872)	170 (19,084)	160 (19,096)	166 (19,733)	147 (22,109)	795 (97,894)	12.4% (14.9%)
10～29人 (全産業計)	395 (31,563)	404 (32,871)	361 (32,472)	399 (33,689)	391 (37,982)	1,950 (168,577)	30.4% (25.8%)
9人以下 (全産業計)	672 (25,163)	663 (25,755)	632 (25,021)	617 (24,466)	591 (25,852)	3,175 (126,257)	49.5% (19.3%)
合計 (全産業計)	1,314 (120,460)	1,342 (127,329)	1,248 (125,611)	1,275 (131,156)	1,235 (149,918)	6,414 (654,474)	

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

《表5》木材製造業における事業場規模別死傷者数の推移 (人・%)

年 規模	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	木材製造業 に占める 割合
300人以上 (製造業)	10 (2,753)	8 (2,913)	15 (2,929)	17 (2,852)	26 (3,693)	76 (15,140)	1.3% (11.1%)
100～299人 (製造業)	79 (4,773)	70 (5,148)	68 (4,974)	82 (4,821)	89 (5,837)	388 (25,553)	6.8% (18.8%)
50～99人 (製造業)	125 (4,106)	159 (4,325)	139 (4,294)	113 (4,162)	142 (4,503)	678 (21,390)	11.9% (15.8%)
30～49人 (製造業)	173 (3,988)	180 (4,169)	181 (4,023)	172 (3,812)	170 (4,094)	876 (20,086)	15.3% (14.8%)
10～29人 (製造業)	408 (6,604)	423 (6,745)	386 (6,498)	361 (6,196)	379 (6,638)	1,957 (32,681)	34.2% (24.1)
9人以下 (製造業)	396 (4,450)	356 (4,542)	372 (4,155)	300 (3,832)	318 (3,840)	1,742 (20,819)	30.5% (15.4%)
合計 (製造業)	1,191 (26,674)	1,196 (27,842)	1,161 (26,873)	1,045 (25,675)	1,124 (28,605)	5,717 (135,669)	

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

(イ) 林材業の小規模事業場における労働災害の減少を図る有効な対策として、リスクアセスメントの普及・定着を図るため、演習を主体とした実践的なリスクアセスメントの集団指導会の事業を引き続き推進する必要がある。

また、林材業労働災害防止規定(以下「災防規程」という。)については、令和5年度中を目途に、林業に係る伐木等作業に係る労働安全衛生規則等の改正、伐木等作業ガイドラインの変更、伐木等作業の新規就業者への配慮、木材製造業に係る災害事例の再発防止対策などに関する変更を行う予定である。災防規程は、労働災害を防止するために全ての会員事業場が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、この周知の機会を活用して、小規模経営の会員事業場及びその所属労働者に対し災防規程の遵守、徹底を図ることが必要である。

さらに、危険有害な業務については、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の徹底を図るとともに、安全衛生担当者等に対する着任時教育及び再教育(能力向上教育)の徹底のための対策を行う必要がある。

イ 林業

(ア) 平成30年から令和3年の4年間に発生した林業における死亡災害の特徴を平均値で見ると、チェーンソーを用いた伐木造材作業中の災害が林業死亡災害全体の58.5%を占めている。このうち、自己伐倒による死亡災害が伐木作業の85.5%を占めており、12次防（平成25年から平成29年）の期間年平均の76.5%と比べて9.0%増加している（表6～7）。

自己伐倒による死亡災害の主な原因として、かかり木の不適正な処理、枝がらみ・つるがらみ等の確認不足、伐倒方法の基本が守られていないことなどがあげられる。

《表6》チェーンソーを用いた伐木造材作業による死亡者数と割合の推移（人・%）

業種・作業	年	12次防期間 (計・割合)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	13次防期間 (計・割合)
林業		200	31	33	36	30	130
伐木造材作業		136	18	21	20	17	76
林業に占める割合		68.0%	58.1%	63.6%	55.6%	56.7%	58.5%

資料出所：林材業労災防止協会 注：12次防期間の各年の割合は46.2%～73.8%。

《表7》伐倒作業（自己伐倒）による死亡者数と割合の推移（人・%）

作業	年	12次防期間 (計・割合)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	13次防期間 (計・割合)
伐木造材作業		136	18	21	20	17	76
自己伐倒		104	13	18	19	15	65
伐木造材作業に占める割合		76.5%	72.2%	85.7%	95.0%	88.2%	85.5%

資料出所：林材業労災防止協会 注：12次防期間の各年の割合は、67.7%～95.5%。

林業における事故の型別の状況を見ると、死亡災害では激突され災害、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害、飛来・落下災害の4つの災害で全体の8割強84.7%を占め、その中でも激突され災害が最も多く、全体の44.7%を占めている。死傷災害では激突され災害の次に切れ・こすれ災害が多くなっている（表8）。

また、車両系木材伐出機械作業による死亡災害は、林業全体で減少傾向にある中で、横ばい傾向にあることから、その占める割合が17.7%と増加している（表9）。

さらに、年齢別、経験年数別の死亡災害の発生状況を見ると、年齢別では、19歳から49歳までが3割、50歳から80歳以上の中高年齢労働者が全体の約7割を占めている。経験年数別では、就業5年以下の新規就業者の死亡災害が全体の約3割を占め、就業6年から10年までと合わせた就業10年以下が約半数を占めている（表10）。高年齢労働者の死亡災害の直近の状況を見ると、60歳以上の作業者が占める割合が55.9%と全産業計と比べて2割程度高くなっている（表11、表11:参考）。

《表8》林業における事故の型別死傷(死亡)者数の推移

(人・%)

年 事故の型	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	合計	事故の型 別の割合
墜落・転落	142(3)	174(6)	135(7)	115(9)	156(5)	722(30)	11.3(17.6)
転倒	132(1)	160(2)	136(1)	132(1)	139(2)	699(7)	10.9(4.1)
激突	41	39	34	40(1)	30	184(1)	2.9(0.6)
飛来・落下	217(4)	224(5)	178(3)	185(2)	170(4)	974(18)	15.2(10.6)
崩壊・倒壊	49(6)	45(4)	40(4)	39(5)	34(1)	207(20)	3.2(11.8)
激突され	282(21)	287(12)	305(14)	326(14)	284(15)	1,484(76)	23.1(44.7)
はさまれ・巻き込まれ	67(4)	85(1)	62(1)	72(3)	73(1)	359(10)	5.6(5.9)
切れ・こすれ	295	237	254	233(1)	239	1,258(1)	19.6(0.6)
高温、低温物との接触	9	7	9	9	8	42(0)	0.7(0.0)
その他	80(1)	84(1)	95(3)	124	102(2)	485(7)	7.5(4.1)
合計	1,314(41)	1,342(31)	1,248(33)	1,275(36)	1,235(30)	6,414(170)	

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」「死亡災害報告：()内」

《表9》車両系木材伐出機械作業による死亡者数と割合の推移

(人・%)

年 業種・作業	12次防期間 (計・割合)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	13次防期間 (計・割合)
林業	200	31	33	36	30	130
車両系木材伐出機械作業	22	7	3	7	6	23
林業に占める割合	11.0%	22.6%	9.1%	19.4%	20.0%	17.7%

資料出所：林材業労災防止協会

《表10》林業における死亡災害に係る年齢階級別・経験年数別分布（平成25年～28年）（人・％）

年齢階級 経験年数	～19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～	不詳	合計	割合 注1
0～5	1	8	6	5	9	14	1			44	27.5
6～10		2	7	4	9	2	2	1		27	16.9
11～15			1		4	8	1			14	8.8
16～20			2	2	3	7				14	8.8
21～25				3	1	1				5	3.1
26～30					4	5	2			11	6.9
31～35					4	3	1			8	5.0
36～40					1	6				7	4.4
41以上					1	2	9	2		14	8.8
不詳			4	2	2	3	2	2	1	16	10.0
計	1	10	20	16	38	51	18	5	1	160	
割合 注2	0.6	6.3	12.5	10.0	23.8	31.9	11.3	3.1	0.6		

資料出所：林材業労災防止協会 注1:経験年数別の割合 注2:年齢階級別の割合

《表11》 林業における死亡者数に係る年齢階級別分布の推移 (人・%)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	割合 注
年齢階級	林業						
～19						0	0.0
20～29		1	5		3	9	5.3
30～39	4		4	3	3	14	8.2
40～49	6	3	7	3	7	26	15.3
50～59	6	4	7	7	2	26	15.3
60～	24 (60.0)	23 (74.2)	10 (30.3)	23 (63.9)	15 (50.0)	95	55.9
計	40	31	33	36	30	170	
年齢階級	産業計						
～19	13	11	4	10	2	40	0.9
20～29	89	78	82	65	67	381	8.7
30～39	100	99	95	93	72	459	10.4
40～49	213	176	174	130	142	835	19.0
50～59	235	202	184	186	216	1,023	23.2
60～	328 (33.5)	343 (37.7)	306 (36.2)	318 (39.7)	368 (42.4)	1,663	37.8
計	978	909	845	802	867	4,401	

資料出所：厚生労働省「死亡災害報告」 注：年齢階級別の割合

《表11：参考》 林材業における60歳以上の労働者の死傷者数と割合の推移 (人・%)

年齢階級	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	割合 注
	産業						
60～	林業	408 (31.1)	429 (32.0)	372 (29.8)	390 (30.6)	355 (28.7)	30.5
	木材製造業	262 (22.0)	299 (25.0)	301 (25.9)	270 (25.8)	288 (25.6)	24.8
	製造業	5,591 (21.0)	6,096 (21.9)	6,007 (22.4)	5,827 (22.7)	6,153 (21.5)	21.9
	全産業計	30,027 (24.9)	33,246 (26.1)	33,715 (26.8)	34,928 (26.6)	38,574 (25.7)	26.0

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」 注：60歳以上の労働者の割合

(イ) 14次防においても、林業における伐木等作業での激突され災害等が重点事項の一つとして取り上げられ、対策の推進を図ることとされていることから、特に伐木等作業を主体に対策を充実強化するとともに、国と連携し対策を実施していくことが必要である。

また、車両系木材伐出機械による災害については、①木材グラップル機の主たる用途以外の使用、危険個所への他の作業者の立ち入りによる激突され災害等の災害事例を踏まえた防止措置の徹底、②車両系木材伐出機械の運転の業務に現に就いている作業者が、安全衛生教育を定期的かつ確実に受講する必要がある。

さらに、概ね65歳以上の高年齢労働者及び再雇用者を含む新規就業者に対する対策が必要な状況である。

ウ 木材製造業

(ア) 平成30年から令和3年の4年間に発生した木材製造業における死亡災害を見ると、次のような状況である。

作業別については、木材等製造作業10件(28.6%)、車両系荷役運搬作業及びコンベヤー移送・転送作業8件(22.9%)、非定常作業12件(34.3%)、その他5件(14.2%)となっている(表12)。

このうち木材等製造作業では、木材加工用機械作業主任者の選任が必要な丸のこ盤、帯のこ盤、自動送材車、かんな盤、面取り盤、ルーターを起因とする死亡災害は、1人(10.0%)で、その他はドラムバーカー等の木材剥皮機械作業で3人、合板製造作業と集成材製造作業で各2人、木材チップ製造機械作業とプレカット材製造作業で各1人の9人(90.0%)となっている。事故の型別では、「激突され」災害、「はさまれ・巻き込まれ」災害で大部分を占めている。

荷役運搬、移送・転送関係作業では、8人(22.9%)となっており、そのうちコンベヤー作業における災害が3人(37.5%)、貨物自動車における災害が2人(25.0%)、フォークリフト等作業における災害が2人(25.0%)となっている。事故の型別では、コンベヤー作業における「はさまれ・巻き込まれ」災害、フォークリフト等作業における「激突され」災害が多く発生している。

非定常作業については、全体に占める割合が増加し3分の1を超える状況で最も多くなっている。機械の点検時、機械の修理時、滞った木材を送ろうとした時、機械の不具合の確認時、自動送り装置の調整時に、機械を停止しないままのメンテナンスや製造作業などがほとんどを占め、事故の

型別では、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が多く発生している。

また、死傷災害の状況を事故の型別で見ると、「はさまれ・巻き込まれ」災害が26.1%と最も多く、次いで、刃物等による「切れ・こすれ」災害が24.3%となっている（表13）。

《表12》木材製造業における死亡者数の推移

(人・%)

年 作業	12次防期間	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	13次防期間	
	(計・割合)					(計・割合)	
木材製造業死亡者数	49(100.0%)	11	10	7	7	35	100.0%
木材等製造作業	(6)13 (26.5%)	(2)5	(3)3	(3)1	(2)1	(10)10	28.6%
荷役・コンベヤー関係作業	(4)15 (30.6%)	(1)2	(1)2	3	1	(2)8	22.9%
非定常作業	15 (30.6%)	3	4	3	2	12	34.3%
その他(交通事故等)	6 (12.3%)	1	1	0	3	5	14.2%

資料出所：林材業労災防止協会

注 括弧は、当該作業における非定常作業で発生した件数(外数)である。

《表13》木材製造業における事故の型別死傷(死亡)者数の推移

(人・%)

年 事故の型	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	事故の型別の割合
	墜落・転落	115(1)	140(1)	124(1)	130(1)	132(2)	641(6)
転倒	112	141	108	92	119	572(0)	10.0(0.0)
激突	47	52	57	52	37	245(0)	4.3(0.0)
飛来・落下	116(2)	80(1)	93	83(1)	77	449(4)	7.9(9.8)
崩壊・倒壊	17(1)	22	17	19	25	100(1)	1.7(2.4)
激突され	64(1)	56(1)	55(2)	46	68(2)	289(6)	5.1(14.6)
はさまれ・巻き込まれ	346(1)	285(5)	312(6)	264(5)	285(2)	1,492(19)	26.1(46.4)
切れ・こすれ	278	313(1)	297(1)	255	245	1,388(2)	24.3(4.9)
高温・低温物との接触	14	12	6	10	8(1)	50(1)	0.9(2.4)
その他	82	95(2)	92	94	128	491(2)	8.5(4.9)
合計	1,191(6)	1,196(11)	1,161(10)	1,045(7)	1,124(7)	5,717(41)	

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」「死亡傷災害報告：()内」

- (イ) 木材製造業の労働災害防止対策については、はさまれ・巻き込まれ災害、激突され災害をはじめとして災害事例を踏まえた災防規程の遵守の徹底とともに、特に、通常運転中に発生する異常、故障等の処理は日常的な経験がなく習熟する機会が少ないことから、異常処理作業等の非定常作業時の作業手順の作成と作業員への周知を徹底する必要がある。

3 本計画期間中に取り組むべき重点対策

以下の重点対策に取り組むとともに、その取組の結果として前記1（2）アに掲げたアウトプット指標の達成を目指す。

<林業、木材製造業共通の重点対策>

(1) 林業・木材製造業労働災害防止規程の遵守並びに災害防止のための変更と周知

災防規程は、労働災害の発生を防止するために、労働安全衛生関係法令と併せて全ての会員事業場が遵守しなければならないものであることから、その周知等による遵守を図る。周知に当たっては、小規模経営の会員事業場及びその所属労働者にその内容が行き渡り理解されるように取り組む。一定規模以上の会員事業場は請負関係にある会員事業場との契約時に災防規程の内容を具体的に取り入れ、その普及を図ることも効果的である

また、災防規程は平成3年度から変更に向けた検討を開始し、令和5年度中の厚生労働大臣の認可を目指している。これらの変更については、近年の労働災害を防止するために事業主が遵守しなければならない事項が網羅されていることから、令和5年の適用日から翌年度末までを「変更災防規程の集中定着期間」として、変更予定の事項のほか、計画の目標(指標)の達成や死亡災害の防止に深く関わる事項について、災防規程の講習会、研修会を実施し、事業主の理解を深めることから始め、遵守状況を把握して必要な指導を行うこととする。

(2) リスクアセスメントの普及と実施の推進

労働災害の着実な減少を図るため、支部において演習を主体とした実践的リスクアセスメントの集団指導会を実施し、協会が開発した「簡易リスクアセスメント記録書」の普及を推進する。また、危険又は有害な業務に対する感受性を高めるため、集団指導会での3DCGの活用を進める。

また、製造業の機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止は、国の労働災害防止計画でも重点事項となっていることから、木材製造業の集団指導会につ

いて、その対象事業場の把握、参加勧奨等について地方労働局に働きかけを行う。引き続き、木材製造業の小規模事業場に対しては、その事業場に出向いて行う出前（集団）指導会を実施する。その際、実践的でより関心が得られるよう、可能な範囲で当該事業場の事例も活用したリスクアセスメントを実施するようにする。

さらに、安全管理士等が現場安全パトロール等を通じ、集団指導会への参加勧奨を行うとともに、事業場に対してリスクアセスメント定着のための指導を行う。

（３）安全衛生教育の確実な実施

作業者がスキルアップできるよう、あらかじめ、次の雇入時の教育、特別教育及び安全衛生教育・能力向上教育の時期を決めて計画的に教育を実施するよう指導する。

ア 雇入時の教育の確実な実施

作業者を雇い入れたとき、又は業務を変更したときは、その作業者に対して、その従事する業務に関する必要な安全衛生教育を行うよう指導を行う。

イ 特別教育の確実な実施

危険又は有害な業務に作業者を就かせるときは、必要な特別教育を受講するよう指導する。

ウ 安全衛生教育、能力向上教育の確実な実施

危険又は有害な業務に現に就いている作業者に対し、当該業務に関連する労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した安全又は衛生のための教育を定期に受講させるよう指導する。

また、安全衛生担当者に対する能力向上教育を受講させるよう指導する。

（４）健康保持増進の取組

ア 健康診断の確実な実施

常時使用する作業者に対し、雇入時の健康診断、定期健康診断、有機溶剤業務に従事する作業者の健康診断、特定化学物質を取り扱う業務に従事する作業者の健康診断の受診について指導する。

イ チェーンソーや刈払機作業従事者に対する健康保持増進の取組

振動工具管理責任者を選任し、作業者の健康確保のため、低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底を図る。

チェーンソー作業従事者、刈払機作業従事者に対し、特殊健康診断の受診

について指導する。

ウ メンタルヘルス対策の推進

作業者の心の健康づくりを推進するための情報提供、メンタルヘルス不調の気づきと対応、職場復帰における支援等について、指導する。

(5) 熱中症の予防対策の徹底

熱中症を予防するため、夏季の屋内外作業について、必要な予防対策の周知、徹底を図る。

(6) 騒音による健康障害防止対策

騒音障害を防止するために、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、適切な聴覚用保護具の使用、労働衛生教育等の取組の周知、徹底を図る。

(7) 行政機関と連携した対策の取組

労働安全衛生施策に沿った労働災害防止対策を進めるに当たっては、厚生労働省との連携が不可欠であり、連携を強化し対策の充実を図る。

また、林材業の所管官庁である林野庁と連携し、伐木等作業現場での労働災害防止対策について指導の充実を図る。

<林業における重点対策>

(1) 伐木等作業における死亡労働災害の撲滅を目指した取組

ア チェーンソーによる伐木等作業における安全な作業方法の徹底

(ア) 死亡災害の6割程度を占めるチェーンソーによる伐木等作業については、伐木等作業ガイドライン等の周知及び安全衛生教育の受講の推進を図り、安全な作業方法と正しい作業手順の一層の徹底を図る。

(イ) リスクアセスメントの普及のための集団指導会等で、変更予定の災防規程の周知による基本的な伐倒方法の徹底を図る。

イ かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底

死亡災害が多発しているかかり木処理作業については、伐木等作業ガイドライン中の「かかり木の処理の作業における安全の確保に関する事項」の啓発活動を行い、安全な作業方法の普及徹底を図る。

ウ 作業計画の適切な作成

チェーンソーを用いた伐木等作業に関する作業計画については、各種の作

業システムによる伐木等作業の実態を踏まえ、車両系木材伐出機械作業に関する作業計画と組み合わせた計画が適切に作成することができるよう講習会を開催する。

エ 林野庁等との連携した取組

上記ア及びイの推進に当たっては、安全管理士等による指導と併せ、本計画期間でも継続して林野庁、地方労働局、地方公共団体と連携し、安全管理士と林業普及指導員等が共同して取り組むことにより労働災害の防止対策について指導の充実を図る。実施に当たっては、5年間を見通して計画的に取り組むとともに、集団指導会に関し下請事業者の出席促進、講師・運営形式等の改善を図る。

オ 伐木等作業に対する職場内訓練の充実強化に向けた取組

チェーンソーによる伐木等作業については、林業の労働災害の中でも特に発生率が高いことから、法令・通達等に基づく安全衛生教育とともに、初級者、中級者に対する職場内訓練の適正な実施が極めて重要である。このため、これまでの調査研究を踏まえた伐木等作業に対する職場内訓練に関するマニュアルの作成等について、外部有識者による委員会を設置して検討する。

(2) 車両系木材伐出機械作業の安全教育の実施と安全作業の徹底

ア 特別教育及び安全衛生教育の確実な実施

車両系木材伐出機械等については、伐木等機械の運転の業務、走行集材機械の運転の業務、機械集材装置の運転の業務、簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務に作業者を就かせるときは、それぞれの特別教育を受講するよう指導する。

また、車両系木材伐出機械の運転の業務に現に就いている作業者について、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の対象となるよう国に求めるとともに、並行して当該教育に係る教材の作成等を進める。

イ 安全作業の徹底

安全な車両系木材伐出機械作業が行えるようにするため、①木材グラップル機について、用途外使用を禁止し他の作業者が立ち入らせないよう指導する。また、②伐木等機械について、上下作業による伐倒木等の滑落による危険のある個所への立入禁止、構造上定められた能力を超えた使用の禁止及びシートベルトの着用による転倒・転落災害の防止を指導する。さらに、③走行集材機械について、作業道の幅員の確保、勾配、曲線等の作設上の基準の遵守及びシートベルトの着用による転落・転倒災害の防止を指導する。

ウ 作業計画の適切な作成（再掲）

チェーンソーを用いた伐木等作業に関する作業計画については、各種の作業システムによる伐木等作業の実態を踏まえて、車両系木材伐出機械作業に関する作業計画と組み合わせた計画が適切に作成することができるよう講習会を開催する。

（３）高年齢労働者対策等の実施

高年齢労働者及び新規就業者に対する必要な対策を実施する。

高年齢労働者に関し、高年齢労働者の安全と健康のためのガイドライン等に基づき、加齢による身体機能低下等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善の取組を促す。

新規就業者の採用時において必要な作業知識を習得させるための新規就業者への研修など雇入時の教育の徹底を図る。また、新規就業者が従事する伐木等の業務については、その従事する期間、技能の習得状況等に応じた配慮を行うよう努める。

＜木材製造業における重点対策＞

（１）死亡労働災害の撲滅を目指した取組

ア 木材等製造作業における安全な作業方法の徹底

木材等製造作業では、送給装置から外れた材料に激突された事案、立入禁止区域で材料と機械との間にはさまれた事案の再発防止のため、立入禁止の措置、非常停止装置の設置、作業手順の定めと周知、掃除、調整等の作業では機械の運転を停止し、作業手順を定め作業者に周知するよう指導する。

イ 車両系荷役運搬機械作業、コンベヤー作業における安全な作業方法の徹底

車両系荷役運搬機械作業では、荷役運搬機械と作業者の動線を明確に区分するために作業計画への運行経路と作業箇所・作業時間の明示と作業員への周知を指導する。また、コンベヤー作業では、作業服等の巻き込まれるおそれのある個所への覆いの設置、木屑を払い落とす等の日常的な清掃、調整時にははさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械の停止及び非常停止装置の設置、作業手順の作成と作業員への周知を指導する。

ウ 非定常作業における労働災害防止対策の徹底

通常運転中に発生する異常、故障等の処理においては、機械の運転を停止し、管理監督者の指示によることを指導する。また、再開時のリスクアセスメント等の実施による作業手順書の作成と作業員への周知を指導する。

(2) 木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底

木材加工用機械の導入に当たっては、機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく事項を講じた機械の設置を促すとともに、メーカーから提供された使用上の情報の提供を踏まえ、リスクアセスメントを実施する。特に、労働災害の発生が多い、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれに対する防止対策を講じた安全な作業方法を確立し、その励行の徹底を図る。

(3) 作業主任者等の適正な配置及び職務の励行

木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、はい作業主任者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質作業主任者の選任を要する事業場においては、作業主任者の確実な選任と、その職務の励行の徹底を図る。

なお、木材加工用機械作業主任者の選任を要しない事業場においては、安全確認者を選任し、その職務の励行の徹底を図る。

(4) 小規模事業場への支援（再掲）

小規模事業場の安全衛生に対する意識高揚を図るため、リスクアセスメント出前集団指導会を実施する。その際、実践的でより関心が得られるよう、可能な範囲で当該事業場の実例も活用したリスクアセスメントを実施するようにする。